

国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 管理体制 (文書管理者)</p> <p>第5条 本学に、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を置き、課等の長及び国立大学法人東京農工大学事務組織規程第15条に規定する課長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 管理体制 (文書管理者)</p> <p>第5条 本学に、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を置き、課等の長及び国立大学法人東京農工大学事務組織規程第20条の2に規定する特定の職務を担当する課長及び室長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>事務局又は課等に、特定の職務を担当する課長及び室長を置くことができるようにしたことに伴う改正</p>

附 則 (令和3年10月11日規程第47号)

この規程は、令和3年10月11日から施行し、令和3年10月4日から適用する。